

新たな輸出先国への規制対応に向けた 調査・実証業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

鹿児島県農政部農政課
かごしまの食輸出・ブランド戦略室

1 趣旨

この要領は「新たな輸出先国への規制対応に向けた調査・実証業務」（以下「本業務」）において、企画提案競技（プロポーザル）により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

新たな輸出先国への規制対応に向けた調査・実証業務

(2) 業務目的

本県の青果物輸出については、アジア諸国を主要な輸出先国・地域として、輸出額・量ともに伸長してきたが、近年、産地間競争や物価高の影響により、県産青果物輸出の伸び率は鈍化傾向であり、青果物の輸出拡大を図るためには、米国（本土）など、新たな販路開拓に向けた取組が必要である。

米国（本土）向けに青果物を輸出するためには、米国食品安全強化法（FSMA）に基づき、残留農薬基準への対応や米国食品医薬品局（FDA）への施設登録等、米国向けの生産基準の準拠や検疫、トレーサビリティ対応など各種規制への対応が必要となる。

そこで、県産青果物を対象に、米国（本土）向け輸出の実現に向けて、輸出に適した青果物の絞り込みや規制対応等の課題の整理を行い、青果物輸出に関する知見やノウハウの習得と県内産地と小売・流通企業と連携した商流構築を目指す。

(3) 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

(4) 履行期限

令和8年3月31日（火）

(5) 契約上限金額

6,390千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

(5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

(次のいずれにも該当しない者)

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団であると認められる者。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事業所の代表者をいう。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者。

(6) 上記(5)のアからキまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者ではないこと。

(7) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

(9) 共同企画体（JV）の参加については、全ての構成事業者が上記(1)から(8)を満たすこととし、本企画提案競技において、各構成事業者が他の共同事業体の構成事業者として又は単独で本業務に参加することはできないこととする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合

(2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合

(5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(6) 審査の公平を害する行為があった場合

(7) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

5 スケジュール（予定）

項 目	日 程
企画提案募集開始	令和 7 年 9 月 1 日（月）
質問受付期限	令和 7 年 9 月 5 日（金）
質問回答	令和 7 年 9 月 10 日（水）
参加申込書，参加資格確認申請書，事業者概要書提出期限	令和 7 年 9 月 12 日（金）
企画提案書，費用見積書提出期限	令和 7 年 9 月 22 日（月）
審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 10 月 1 日（水）
審査結果通知	令和 7 年 10 月 3 日頃
契約締結	令和 7 年 10 月 10 日頃

※ 事前説明会は開催しない。

※ 提出書類等は全て午後 5 時必着とする。

6 質問書

本企画提案競技に関して質問があるときは，質問書（様式 1）を提出し，回答を求めることができる。

(1) 提出方法

「5 スケジュール」に示している期限までに電子メールにより提出すること。

※ 電子メールを送付後，必ず電話で着信確認を行うこと。

(2) 回答

質問書に対する回答は，鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお，質問書に対する回答は，本実施要領及び仕様書（案）の追加又は修正とみなす。

■ 県ホームページ

ホーム＞ 県政情報＞ 入札情報・資格審査＞ 入札情報＞ 新たな輸出先国への規制対応に向けた調査・実証業務委託について

7 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 2）

イ 参加資格確認申請書（様式 3）

ウ 事業者概要書（様式 4）

※ 共同事業体の場合は構成事業者全て。

エ 共同事業体（JV）協定書：A 4 判，任意様式

※ 共同事業体での申込時のみ必要。予定案で可（本業務の契約締結までに協議書を締結すること）。

(2) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで。

(3) 提出方法

電子メールによる。

※ 電子メールを送付後、必ず電話で着信確認を行うこと。

(4) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加申込書等の提出をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む）については、後日、参加申込書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出かがみ（様式5）

イ 企画提案書本体（実施方針、実施手順、企画内容及びスケジュール、本業務を実施するに当たっての人的体制等を示すこと）

ウ 費用見積書

※ 費用見積書は、別添仕様書（案）及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費（実証に係る掛かり増し経費及び欠損商品代金を含む）を算出し、積算内訳も明示して作成すること。

（なお、正式な見積書については、企画提案競技の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。）

(2) 企画提案書の記載内容

以下について提案すること。

ア 別添仕様書（案）に基づく提案であること。

イ 輸出候補となる青果物を選定、提案した理由

ウ 輸出候補となる青果物の産地の供給体制及び輸入規制の把握方法

エ 輸出産地形成に向けた産地の取組への支援方法

オ トライアル輸出で活用見込みの物流及び販路並びにそれらを選定した理由

カ トライアル輸出に係る対象青果物の鮮度保持及び現地の反応の確認方法

キ 事業実施スケジュール

ク 委託業務の遂行に係る実施体制

ケ 類似業務の実績

(3) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで。

(4) 提出部数

上記(1)のア : 1部

上記(1)のイ, ウ : 8部

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）するとともに、あわせて電子メールにて提出する。

※ 提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

9 企画提案書及び費用見積書の作成に係る留意事項

- (1) 提出書類はA4サイズとし、様式は任意とする。
- (2) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨が分かるように作成し、1頁で作成すること。
- (3) 採用された企画提案書の使用権は鹿児島県に帰属する。
- (4) 費用見積書の作成に当たっては、仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて、本業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。
- (5) 企画提案書等の提出は1者1案とする。
- (6) 作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (8) 企画提案書等は返却しない。

10 審査方法等

(1) 審査方法

プレゼンテーションによる審査を実施する。

プレゼンテーションに参加した提案者の中から、審査基準に基づき審査を行い、特に内容等が優れていると認められる提案者を選定する。

ア 開催日時 「5 スケジュール（予定）」に記載のとおり

（詳細なスケジュールは、提案者に別途、連絡する。）

イ 開催方式 Web 会議方式

(2) 審査項目及び審査内容

別表のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務内容を修正した場合においても、2(5)に定める額を上限とする。
- (4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。
契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1部を保有する。
- (5) 委託契約に係る本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (6) 前金払は、契約相手方から前金の請求があった場合、支払うことができるものとする。
ただし、部分払は行わない。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等は，提案者に無断で使用しないが，審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (2) 審査の過程や結果については，鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき，非公開情報を除いて，情報公開の対象となる。
- (3) 天災地変その他やむを得ない理由により，業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (4) 本業務の実施に当たっては，本委託費を原資とした不当廉売（本業務で取扱う品目を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。

13 担当部署（提出先及び問い合わせ先）

鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-3093（直通） FAX：099-286-5587
E-mail：yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

(別表)

新たな輸出先国への規制対応に向けた調査・実証業務委託業務審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点	配点
全体方針	・ 本業務の目的・趣旨を十分理解し、具体的かつ実効性の高い提案となっているか。	10点
業務内容	・ 輸出候補となる青果物を選定、提案した理由は妥当か。	10点
	・ 輸出候補となる青果物の産地の供給体制及び輸入規制の把握方法について、具体的かつ実効性の高い提案となっているか。	10点
	・ 輸出産地形成に向けた産地の取組への支援について、具体的かつ効果的な方法が記載されているか。	15点
	・ トライアル輸出で活用見込みの物流及び販路について、具体的かつ実効性の高い提案となっているか。	15点
	・ トライアル輸出に係る対象青果物の鮮度保持及び現地の反応の確認方法は、具体的かつ実効性の高い提案となっているか。	10点
業務実績	・ 本業務を遂行するために必要な知識・専門性を有しているか。 ・ 過去に類似の業務経験があり、提案内容を遂行する能力を有しているか。	10点
業務実施体制	・ 提案内容を確実に実施できる体制・人員配置となっているか。 ・ 責任者や担当者等は十分な経験や実績、業務に必要な知識・知見を有しているか。 ・ 本業務を実施するために必要な関係産地や事業者とのコネクションを有しているか。	10点
業務実施スケジュール	・ 本業務の実施に関するスケジュールは、妥当かつ確実性があるか。	5点
経費の合理性	・ 見積書に所要経費、積算根拠が明確に示されているか。 ・ 提案内容に対する各所要経費は妥当か。	5点
合 計		100点

